

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金94,091円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年6月29日

(2) 事故発生場所

鳥取市南吉方一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、交通違反を処理するため路外駐車場に停車して降車しようとした際、バランスを崩して転倒したことから、停車させていた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。